

The Study of Research trends in terms of Yogo diagnosis: Focusing on Definitions and Research Projects

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2022-03-15
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 三宅, 昂子, 鎌塚, 優子
	メールアドレス:
URL	所属:
	https://doi.org/10.14945/00028706

養護診断に関する研究動向調査 —養護診断の定義と研究課題に着目して—

三宅 昂子, 鎌塚 優子
(姫路市立城乾小学校, 静岡大学教育学部)

The Study of Research trends in terms of Yogo diagnosis: Focusing on Definitions and Research Projects Miyake Takako, Kamazuka Yuko

Abstract

The purpose of this study was to review previous research on yogo diagnosis and to organize the definition of yogo diagnosis. It also focused on the research issues of yogo diagnosis. The articles to be analyzed were collected using CiNii. A search using the keyword 'yogo diagnosis' yielded 24 articles, 22 of which were selected for analysis. The definition of yogo diagnosis had three characteristics; (1) 'Determination of the severity and urgency of the injury or illness' was included in the definition of all nursing diagnoses. (2) The scope of yogo diagnosis, including the definition by Okada et al. was students and their groups. (3) There is a need to create yogo diagnoses for different developmental stages. Next, there were two characteristics of research issues related to yogo diagnosis. There were many relationships between nutritional diagnosis and health counseling activities on mental health counseling activities on mental health issues. The relationship between the characteristics of the yogo teacher (age and licence held) and the yogo teacher diagnosis was mentioned.

キーワード： 養護診断 養護教諭 健康相談活動 養護実践

I はじめに

診断 (diagnosis) とは, 最新医学大辞典 (2005) によると「対象を正しく理解すること。診断すべき事項は病名だけでなく, 病人を取り巻く環境, 病気の背景, 疾病の原因, 経過や予後を左右する因子, 検査や治療に関係した事項など多種多様なものを含む。疾病の変化に伴い診断の内容も変化していくのがふつうである。正確な診断が下しにくいときには暫定的な診断を下し, 十分な情報が得られてから修正するが, 後者を最終診断として区別することがある」とされている。広辞苑 (2018) のように「医師が患者を診察して病状を判断すること」と定義される場合もあるが, 看護師による看護診断 (nursing diagnosis) や養護診断 (yogo diagnosis) も存在する。看護診断は, 看護・医学大事典 (2017) では「実在または潜在する健康問題に対する個人の反応についての臨床判断, あるいはその判断を表現する言葉。看護が解決すべき患者の問題を表現している」と定義されている。看護診断は, 北米看護診断協会 (North American Nursing Diagnosis Association International: NANDA-I) が提唱する NANDA-I 看護診断が代表的であり, そこでは今存在する問題を実在型診断 (第 10 版からは問題焦点型看護診断) とし, 潜在する問題をリスク型看護診断と分類している。

養護診断は, 1976 年に杉浦がその概念を提唱して以降, 養護診断および養護の定義に関する議論が行われてきた。しかし, 未だに養護診断の定義は, 研究者

によって異なりを見せ科学的根拠に基づいた養護診断の確立に向かっていているとは言い難い。

そこで本研究では, 養護診断の先行研究を概観し, 研究者が唱える養護診断の定義を整理するとともに, その定義が先行研究の中でどのように論じられているのかを明らかにする。また, 先行研究における養護診断に関する研究課題にも着目して, これまでの養護診断に関する研究動向を把握することにより, 養護診断に関する実践的かつ根拠に基づいた研究課題を見いだすことを目的とした。

II 研究方法

1 分析対象とする研究論文の抽出

国内論文における動向調査のため, 国立情報学研究所の論文情報ナビゲーター (CiNii) を検索媒体として使用し, 2021 年 11 月 25 日までに発刊されている論文について収集を行った。「養護診断」のキーワードで検索した結果, 24 件が抽出され, 重複文献 1 件および誤った出典表記の文献 1 件を除外した 22 件を対象論文とした (表 1)。

2 分析方法

まず分析対象とした論文内で引用されている養護診断の定義に着目して, それらを整理する。そのうえで養護診断の定義が論文内でどのように解釈され論じられているのかを検討する。同時に, 対象論文における養護診断に関する研究課題にも着目することによって, これまでの養護診断に関わる研究動向を考察する。

Ⅲ 結果

1 養護診断の定義について

1) これまでに行われた定義

まず、対象論文の中で養護診断の定義として4回以上引用されている定義または養護診断自体に関する研究論文を4編以上投稿している研究者が使用している養護診断の定義および裁判所の定義を選択の基準として主要な養護診断の定義を抽出した。その結果、杉浦守邦、岡田加奈子らによる日本養護診断研究会、遠藤伸子らによる日本養護診断開発研究会および日本養護教諭教育学会、東京地方裁判所の判例の5つが抽出され、これらについて整理した(表2)。そして、各論文で引用されている養護診断の定義を、表1の3列目に記入した(表1)。尚、中村恵子らは養護診断に関する研究論文を4回投稿しているが、養護診断の定義が明記されていなかったり、日本養護教諭教育学会の定義を使用したりしていたため除外した。以下、5つの定義に関して、詳細にみていく。

2) 杉浦守邦

杉浦守邦は、1976年に初めて「養護診断」という言葉を使用して以降、数回にわたり定義を変更していた。医学博士である杉浦は、1989年に著書『養護教諭のための診断学〈外科編〉』において「養護診断とは、健康上の問題を持つ児童であって医療の対象にならないものや、まだその対象となっていないものに対して、養護教諭がその医学的専門性を発揮して、健康生活上のニーズを判断し、学校生活上の管理と指導の方針を決定する作業をいう。これには、医師や看護師とは異なった領域の医学的知識・技術を必要とし、また一般教員とは違う分野の教育・指導性が求められるものであって、養護教諭独自の体系ともいえるべきものである」と定義していた。この定義は、分析対象となった論文のうち1998年から2006年までに発表された5編に引用されていた。

加えて杉浦は、前述書において養護診断は「厳密には救急看護の過程の第3段階である判断を下す段階を指すが、過程という立場から見れば第1段階から第3段階まで全てが診断過程に属し診断学の範囲に含まれる」ともしていた。この点に関しては、著書『養護教諭のための診断学〈外科編〉』の改訂版が2012年に出版された際に「養護診断の意義について、法曹界では既にこれを法律用語として使用し、養護教諭の職務の最重要課題と認定して傷病事故が発生した場合(中略)その内容として重症度・緊急度の判断のみがあげられていることには、多少の疑問がある。著者は養護診断の主要な要素に健康問題(本体)の判断も含まれるとの見解をもっている」とし、養護診断の対象が傷病の重症度・緊急度の判断だけでなく、その主要な要素として健康問題(本体)の判断を含んだ診断過程を内包するものであることを改めて主張している。

尚、救急看護の過程の第3段階の判断内容について杉浦は、①傷病存在の判断、②緊急性の判断、③必要とする処理内容の判断、④適当とする処理機関の判断、⑤教育的措置の判断の5つとしていた(図1)。

杉浦の定義に関して、遠藤(文献番号22)、三村ら(文献番号19)および葛西ら(文献番号18)は、医学における診断の簡易的なものにとどまっているため養護教諭独自の判断とは言えない点、児童生徒の現代的な健康課題は身体症状の背景に心の問題が隠れているため医学的アプローチでは限界がある点を指摘していた。また、杉浦は養護診断の内容に関して、学習面の継続の可否の判断といった教育的措置と、教室復帰の可否や医療機関装置の判断といった医療的措置の2つに大別していた(表3)。この判定区分をもとに中丸ら(文献番号21, 16)は、児童生徒への養護教諭の対応過程についてカテゴリー分析を行っていた。

2) 日本養護診断研究会(岡田加奈子ら)

岡田らは、文献番号18, 19, 20において医学領域および看護診断の診断を概観し、養護診断の必要性と課題を論じていた。ここで岡田らは、養護診断の確立に向けて、①「養護とは何か」という養護の定義を明確にする、②児童生徒の健康問題について「養護」の視点での「問題の明確化」をしていく、③養護診断はAssessmentではなくDiagnosisと表記できるような内容の必要性の3点を課題として挙げていた。

まず、「養護」の定義の追求について、「看護」の定義確立が看護診断の急速な発展に寄与してきたことを踏まえ、現在、様々な定義が散見される「養護」の定義も職能団体や学会が中心となって明確にしていく必要性を説いていた。その目的を達成するために3つの知見を見出した。第1に「心理的な要因が存在する可能性のある状態」の養護診断名と診断指標の開発を通じて、養護教諭の実践事例をもとに帰納的な研究方法を開発している点である(文献番号14)。この論文において、養護診断は「健康な成長発達を遂げるうえでの課題に起因する、幼児・児童・生徒とその集団の状態を養護教諭が判断することであり、養護教諭の実践の根拠を示すものである」と定義されていた。その定義を踏まえ論文(文献番号14)では、養護教諭の実践事例をもとにした質的研究および質的研究結果をもとにした量的研究を通して、養護診断「子どもの状態等に対する判断」と「判断の基となる情報」および「診断指標」の抽出を行い、信頼性・妥当性を検証していた。

次に、発達段階別の診断指標の開発の必要性を挙げていた。これに関連して、鎌塚ら(文献番号11)では、養護教諭が子どもの背景に心の問題があると考えられるときの判断はどの発達段階でも同じ視点を持っていたが、具体的な症状・状態・行動・状況等の着眼点が学校種によって異なることを明らかにしていた。

表1 分析対象とした論文一覧

番号	著者	年	文献で引用されている養護診断の定義	養護診断研究における研究課題
	掲載雑誌名			
1	養護教諭が経験した心の健康問題のヒヤリハット事例の検討：養護診断及び対応ポイントに関する一考察 渡辺美恵, 山田小夜子, 田村千恵子他 瀬木学園紀要	2018	日本養護教諭教育学会	養護教諭が実際に経験した心の健康問題への対応のうち、ヒヤリハット事例を対象に、養護教諭の対応の問題点から発生要因を明らかにし、心の健康問題のヒヤリハットを未然に防ぐための検討資料とする
2	保健室模擬事例から考えるフィジカルアセスメント教育：「小学校2年生女児の腹痛事例」に対する学生の思考プロセスと授業評価 岡田加奈子, 三村由香里, 斎藤理砂子 千葉大学教育学部研究紀要	2017	定義なし。文中では「アセスメント・養護診断」として表記、思考プロセス（表1）では、養護診断の項目が設定され、「子どもに生じている可能性のある原因」と付記。	「小学校2年生女児の腹痛事例」を用いたフィジカルアセスメント教育を受講した学生の思考プロセス、及び、その授業に対する学生の評価を明らかにする
3	心の健康問題をもつ子どもの養護診断・対応における養護教諭の所有免許による相違に関する研究 栗林祐子, 中村恵子, 塚原加寿子他 新潟青陵学会誌	2014	日本養護教諭教育学会	心の健康問題をもつ子どもの養護診断・対応における養護教諭の所有免許による相違を明らかにする
4	養護教諭の行う舌診を加えたフィジカルアセスメント 大野泰子 鈴鹿短期大学紀要	2014	定義なし	舌診を取り入れた大学の授業におけるフィジカルアセスメントの実践化の検討
5	心の健康問題を持つ子どもの養護診断及び対応についての研究：中堅養護教諭の対応の技術 石崎トモイ, 中村恵子, 伊豆麻子他 日本養護教諭教育学会誌	2013	定義なし	心の健康問題を持つ子どもに対する中堅養護教諭の対応の技術を明らかにする
6	心の健康問題をもつ子どもの養護診断・対応に関する研究 中村恵子, 塚原加寿子, 伊豆麻子他 新潟青陵学会誌	2013	日本養護教諭教育学会	熟練した養護教諭が心の健康問題をもつ子どものサインをどのように受け取り、どのように養護診断や対応を行っているのか、明らかにする
7	養護実践のための四肢外傷チェックリストの提案：試用より明らかにになった現状と課題 三村由香里, 松枝睦美, 上村弘子他 日本養護教諭教育学会誌	2012	定義なし	学校における四肢外傷について、養護教諭の判断の根拠を明らかにするために、チェックリストを開発する
8	養護診断開発の必要性と課題（特集 健康相談活動を生かす心得） 遠藤伸子 心とからだの健康	2011	養護教諭が子どもの心身の状態をアセスメントし、その結果、養護教諭が対応するべき心身の健康課題を決定する行為	「養護診断」の内容、必要性、現状等について考える
9	養護診断開発の課題と展望－養護診断を養護教諭の手で「広め」「つくり」「活用」するための方策とあり方－ 大沼久美子, 遠藤伸子, 三村由香里 学校保健研究	2011	日本養護診断研究会（岡田ら） 日本養護診断開発研究会（遠藤ら）	養護診断の「実効性」の議論をシンポジスト2名を迎えて議論する
10	心の健康問題を持つ子どものサインと養護診断及び対応プロセスに関する研究 石崎トモイ, 中村恵子, 伊豆麻子他 新潟青陵学会誌	2010	日本養護教諭教育学会	熟練した養護教諭を対象に、養護教諭がどのように子どものサインを受けとめ、どのような思考のもとで判断（養護診断）したかと、子どもの変容のためにどのような対応をしたかについて明らかにする
11	子どもの心の問題が存在する可能性があると判断するときの養護教諭の視点－フォーカス・グループ・インタビューによる小学校、中学校、高等学校の視点の抽出－ 鎌塚優子, 岡田加奈子 日本健康相談活動学会誌	2010	日本養護診断研究会（岡田ら）	養護教諭が子どもに心の問題が存在する可能性があると判断するとき、その根拠としてどのような視点をもち、具体的に子どものどのような状態に着目しているかについて、小学校、中学校、高等学校別に抽出する
12	養護診断開発の方途と養護診断開発システムに関する研究 遠藤伸子, 三木とみ子, 大沼久美子他 日本健康相談活動学会誌	2009	日本養護診断開発研究会（遠藤ら）	①養護診断開発の方途ならびに養護診断の開発システムを検討し、プロトタイプとして提案する ②作成した養護診断（案）の妥当性と養護診断枠組みとを検討することにより、養護診断開発システムの実用化を検討する
13	養護実践のための頭部外傷チェックリストの提案 三村由香里, 松枝睦美, 藤尾由美他 日本養護教諭教育学会誌	2008	養護教諭の行う判断の範囲	頭部外傷時の養護教諭の行う判断に使用するチェックリストを開発する
14	養護診断「心理的な要因が存在する可能性のある状態」の診断名と診断指標の開発 岡田加奈子, 葛西敦子, 三村由香里他 日本養護教諭教育学会誌	2007	日本養護診断研究会（岡田ら）	①養護診断「心理的な要因が存在する可能性のある状態」の開発を行う ②開発した診断名及び<診断指標>の妥当性を検討
15	養護教諭の行う健康相談活動に必要な知識及び研修方法－経験年数5年以内の養護教諭を対象とした面接調査結果による共通枠組み生成－ 荒川雅子 日本健康相談活動学会誌	2006	子どもの状態を見極める力	「養護教諭が健康相談活動を十分に行うために必要な知識とは何か」および「それを学ぶ研修方法」に関する共通枠組み生成
16	保健室における児童生徒に対する養護教諭の対応過程 中丸弘子, 海塚敦郎 安全教育学研究	2006	杉浦	保健室に訪れる児童生徒に対する養護教諭の診断法と対応過程について、杉浦の養護診断判定区分との照合で調査検討
17	「養護診断」という用語の判例におけるつかわれ方とその概念化について－養護教諭のかかわった学校事故の事後措置に関する判例をもとに－ 徳山美智子 日本養護教諭教育学会誌	2005	その傷病事故の重傷度、緊急度を判断するもの	学校事故の判例を分析し、その中での「養護診断」の定義を明らかにする
18	養護教諭のための養護診断開発に向けての課題－養護診断からの考察－ 葛西敦子, 岡田加奈子, 三村由香里他 弘前大学教育学部紀要	2004	杉浦	看護診断を概観するとともに、杉浦の養護診断を概観することで養護診断の開発のための課題や問題点を明らかにする
19	養護教諭の行う養護診断の確立に向けて－医学領域における「診断」から考える－ 三村由香里, 岡田加奈子, 葛西敦子他 日本保健医療行動科学学会年報	2004	杉浦	養護診断の確立に向けて、医学領域における「診断」の現状を明らかにすることにより、養護診断の方向性を考える
20	養護診断に関する問題点とその課題 葛西敦子, 岡田加奈子, 三村由香里他 日本学校保健学会講演集	2002	養護教諭が養護上の支援を必要としている対象児童生徒について、観察・調査・検査などの専門的技術を行使して的確な判断の下に、そのもっている問題点（要支援事情・ニーズ）を明らかにする作業とその結果	医学診断、看護診断、さまざまな分野の診断について概観し検討を行い、養護診断に関する問題点と課題を明らかにする
21	保健室を訪れる児童生徒に対する養護教諭の診断・対応過程に関する研究 中丸弘子, 赤井俊幸 日本地域看護学会誌	2001	杉浦	養護教諭が捉えている児童生徒の健康問題の視点および養護診断過程について明らかにする
22	養護診断開発 その必要性と可能性－養護診断文献からの考察－ 遠藤伸子 保健の科学	1998	杉浦	看護診断文献をもとに看護界の流れを概観することを通して、養護診断学の開発に役立つ知見を得る

表2 養護診断の定義

作成者	発表年	定義
杉浦守邦	1976	どんな疾患が疑わしいか、どんな処理と処置が必要かの判断
	1977	医学診断とは違います。養護教諭が養護上の支援を必要とする対象に対して観察、調査、検査などの専門的技術を行って、的確な判断のもとにその持っている問題点や、ニーズを明らかにする作業が養護診断であり、またその結果
	1986	健康上に問題を持つ児童生徒に対して、養護教諭がその医学的専門性を発揮して健康生活上の管理と指導の方針を決定する作業
	1989	健康上の問題を持つ児童生徒であって医療の対象にならないものや、まだその対象となっていないものに対して、養護教諭がその医学的専門性を発揮して、健康生活上のニーズを判断し、学校生活上の管理と指導の方針を決定する作業をいう。これには、医師や看護師とは異なった領域の医学的知識・技術を必要とし、また一般教員とは違う分野の教育・指導性が求められるものであって、養護教諭独自の体系ともいえるべきものである。
日本養護診断研究会 (岡田加奈子ら)	2001	養護教諭が養護上の支援を必要としている対象児童生徒について、観察・調査・検査などの専門的技術を行って的確な判断の下に、そのもっている問題点（要支援事情・ニーズ）を明らかにする作業とその結果をいう。ここでいう一連の作業とは養護診断過程を意味しているようにも取れる。
	2007	健康な成長発達を遂げるうえでの課題に起因する、幼児・児童・生徒とその集団の状態を養護教諭が判断することであり、養護教諭の実践の根拠を示すものである。
日本養護診断開発研究会 (遠藤伸子ら)	2009	実在するまたは潜在する養護教諭が関わる問題に対する児童生徒の現象についての判断であり、養護診断は養護教諭に責務のある目標を達成するための養護教諭の実践の根拠を提供するものである。
	2019	養護教諭その専門性を発揮して、児童生徒等やその集団について、様々な情報を収集しアセスメントを行った結果、発育発達の状況や心身の健康状態（緊急性の高い傷病の有無も含む）等について総合的に査定（判断し決定）することである
日本養護教諭教育学会	2007	養護教諭が専門職としての養護計画を実施するため、アセスメントによって情報の収集・分析を行った後に、総合的に児童・生徒等の状態等を判断することである
	2012	養護教諭が児童生徒等とその集団の心身の健康の保持増進の支援を適切に行うために、アセスメントによって情報の収集・分析を行い、児童生徒等とその集団の健康状態や生活状況を総合的に判断することである。それによって、養護の対象である児童生徒等とその集団の教育・発達上の課題を捉え、解決すべき課題を明らかにする養護教諭固有の活動
	2019	養護教諭が児童生徒等やその集団についての心身の健康状態や発育発達および生活の状況を総合的に判断するものであり、適切な養護実践を行うための根拠を示すものである。これは養護の対象である児童生徒等とその集団の教育・発達上の課題を捉える養護教諭固有の活動である。
東京地方裁判所の判例	1988	その傷病事故の重傷度、緊急度を判断するものであり、その判断手続きについては、少なくとも右判断目的にふさわしい程度の間診、視診、触診を適切に行うべき注意義務がある

その理由として養護教諭は発達段階における特有の心身の表れや、単なる一過性の悩みに起因する心の問題に加えて、発達や精神病理性に関連する要因についても捉えていたとしている。そのため、鎌塚らは岡田らが定義した養護診断名「心理的な要因が存在する可能性のある状態」を「心理・発達・精神病理的な要因が存在する可能性のある状態」へと改訂する必要性を論じていた。

第3に岡田らは、養護診断の対象について「幼児・児童・生徒とその集団の状態」としており、子ども個人のみを対象としている杉浦、遠藤らの定義と明らかな差異が認められた。

3) 日本養護診断開発研究会（遠藤伸子ら）

遠藤らは、1人体制の職場が多い養護教諭の職場環境や養護診断の開発例が少ないこと等が養護診断の確立を妨げているとし、効率よく診断開発を行えるよう、養護診断開発システム（プロトタイプ）を作成した。診断の定義等の決定にはデルファイ法を用いて意見の収束や決定を行った（文献番号12）。ここでは、養護診断の定義を「子どもの実在または潜在する健康課題に対する反応や現象についての養護教諭の判断である。養護診断は、養護教諭に責務のある目標を達成するための実践の根拠を提供する」としていた。

養護診断開発にあたっては、NANDA による看護診断の開発と精神障害の診断と統計の手引き（DSM）を参考にしていた。尚、養護診断開発研究会のHPでは、2022年1月1日現在、約90の養護診断の枠組み（内、10の診断が妥当性の調査済み）が開発されている。

4) 日本養護教諭教育学会

日本養護教諭教育学会では、これまで2007年、2012年、2019年にわたり養護診断の定義の改訂を行っていた。同学会が2007年に発行した『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第1版＞』では「養護教諭が専門職としての養護計画を実施するため、アセスメントによって情報の収集・分析を行った後に、総合的に児童・生徒等の状態を判断することである」である。この定義は、石崎ら（文献10）、中村ら（文献番号6）、栗林ら（文献番号3）の論文で引用されていた。同学会は、本定義を決定する際に杉浦（1999）と鎌田（2004）の定義に加えて遠藤ら（2006）と岡田ら（2006）の定義を参考にしていた。

次に、2012年発行の『同解説集＜第2版＞』において「養護教諭が児童生徒等とその集団の心身の健康の保持増進の支援を適切に行うために、アセスメントによって情報の収集・分析を行い、児童生徒等とその集団の健康状態や生活状況を総合的に判断すること

ある。それによって、養護の対象である児童生徒等とその集団の教育・発達上の課題を捉え、解決すべき課題を明らかにする養護教諭固有の活動である」としている。この定義は渡辺（文献番号1）の論文で使われている。

3 回目の定義は、2019 年発行の『同解説集＜第3 版＞』において「養護教諭が児童生徒等やその集団についての心身の健康状態や発育発達および生活の状況を総合的に判断するものであり、適切な養護実践を行うための根拠を示すものである。これは養護の対象である児童生徒等とその集団の教育・発達上の課題を捉える養護教諭固有の活動である」としている。ここでは、これまで岡田ら（文献番号 14）の定義のみで用いられていた「養護教諭の実践の根拠」という文言が「適切な養護実践を行うための根拠」と少し言い換えられてはいるものの用いられた。同学会では、養護実践について「児童生徒等の心身の健康の保持増進によって発育・発達の支援を行うために、養護教諭が目的を持って意図的に行う教育活動である」と定義している。

5）東京地方裁判所の判決

1979 年に発生した学校事故に関して、1988 年東京地方裁判所の慰謝料請求事件の判決において、養護診断の定義がなされていた。徳山（文献番号 17）は、この判例をもとに判例における「養護診断」のつかわれ方について論じていた。

判決において「養護教諭の行う養護診断は、その傷病事故の重傷度、緊急度を判断するものであり、その判断手続きについては、少なくとも右判断目的にふさわしい程度の問診、視診、触診を適切に行うべき注意義務がある」としていた。

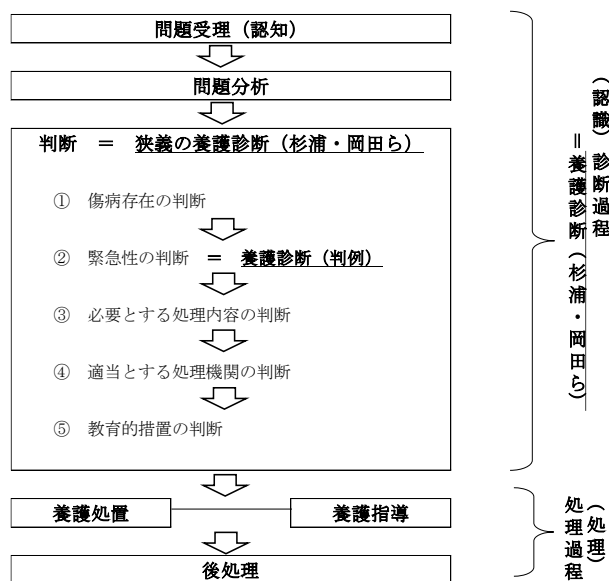


図1 救急看護の過程的構造

（杉浦守邦『養護教諭のための診断学＜内科編＞』p. 12）をもとに筆者加筆

2 養護診断研究における研究課題から

表1の4列目には、各論文の研究課題を記入した。研究課題を発表年に沿って概観すると、1998年に初めて養護診断研究に取り組んだ遠藤伸子による論文をはじめ、2004年までに発表された5編中4編が、看護診断や医学診断の文献を基にしていることが分かる。それが、2005年には学校事故の判例、そして2006年以降は、保健室に訪れる児童生徒の健康問題に対する養護教諭の診断や対応に基づく研究がほとんどを占めるようになる。その中で、児童生徒の健康問題については、外傷、腹痛などフィジカルな問題に比べて、心の健康問題が存在する可能性のある児童生徒等に関する養護診断が7件と最も多いことが注目された。また、養護診断を行う養護教諭の特性に注目した研究も多い。養護教諭としての熟練の段階や養護教諭養成機関による養護診断の違いについて課題としていた。

IV 考察

1 養護診断の定義に関して

養護診断という文言は、医学博士である杉浦守邦によって1976年にはじめて使用され、定義された。この定義はその後修正が加えられ、1989年の著書『養護教諭のための診断学＜外科編＞』に示された定義は、それから10年を経て1998年以降発表されるようになった養護診断に関する研究の土台となった。これらの研究の中で、養護診断に関する杉浦の知見は、医学に関する簡易的な判断に過ぎず養護教諭独自の判断とは言えないことや対象となる児童生徒等の身体症状の背景に心の問題が隠れている現状では医学的アプローチでは限界があると指摘されている。しかし、杉浦は心因性疾患の児童生徒等に対する気付きの重要性への指摘や心因性症状に関する発症メカニズムを示している点では、その先進性が伺われる。また、杉浦は養護診断の内容を教育面と医療面の2つの領域から区分して段階別に示しており、これはその後の研究に繋がっている。

続いて、遠藤伸子は、養護診断に関して最初（1998年）に論文を発表した人物である。遠藤は、養護教諭が実践現場で効率よく診断開発を行えるよう、8名のメンバーで事例をもとに議論を重ね養護診断（原案）を作成し、質問紙およびWeb調査によって妥当性を検証、養護診断開発システムを開発している。ただ

表3 養護診断の判定区分
（杉浦守邦『養護教諭のための診断学＜外科編＞』p. 24）

教育的措置	医療的措置
学習は継続できる	教室に帰り普通に取扱ってよい
学習を制限する必要がある	教室で観察する必要がある
学習を一時中断する必要がある	保健室で観察する必要がある
学習を全面休止する必要がある	家庭へ帰す必要がある
	直ちに医療機関へ送る必要がある

し、Web を活用した養護診断開発は、調査対象者の地理的問題や勤務体制などに支障が出ないため調査対象者にとって負担のないデータ収集方法である一方で、調査対象者の経験年数や養護診断に対する理解や認識は考慮されない形式となっている。今から 15 年以上前の 2005 年に Web を駆使しながら、各学校に 1 人配置が多い養護教諭の実践を都道府県、経験年数、各校の実態を超えてデータ収集を行い、養護診断の一般化に貢献した遠藤の研究は、養護診断の重要性・必要性を訴えた意義のある研究である。しかし、養護診断（原案）の作成にあたっては、その議論の信頼性・妥当性を明確にするためにデータを示す必要があると考える。そのうえでデータに基づいた養護診断の定義を示す必要がある。

また日本養護教諭教育学会では、近年、その学会誌には養護実践の成果に関する研究成果が発表されているが、養護診断に関する研究成果の掲載は少なく、当学会による養護診断の定義は、昨今の児童生徒等の健康実態、学校保健安全法をはじめとする答申、養護教諭に関する論文や学会員からの意見を踏まえて改訂されている。加えて、本学会の『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集＜第 3 版＞』における養護診断および養護実践の定義については、「目的を持って意図的に行う教育活動」とはどのようなものか、何をもって「適切な養護実践」といえるのか、「適切な養護実践」の正解があるのか、「適切な養護実践」の要素等に関して、養護実践を通して得られた養護診断に関する研究を行うことで示していく必要がある。

他方、養護に関する研究者や学会ではないが、裁判所の判決文にみられる養護診断がある。判決文において養護診断は「重症度・緊急度」の判断に限定されていた。これは他の研究者や学会による養護診断の定義に比べて限定的な定義である。しかしながら、養護診断が養護教諭の重要な職務として法曹界においても位置づけられたことや、「重症度・緊急度」に関する養護診断は、法曹界を含む全ての研究者や学会による定義に共通していることが明らかになった。

さて、岡田加奈子らの日本養護診断研究会による養護診断の研究は、養護実践や実証的な研究の裏づけを伴っている点で重要である。岡田はまず、医学領域および看護診断の診断を概観して養護診断の必要性和課題を論じる中で、「養護」を問い直す必要性や養護診断は Assessment ではなく Diagnosis と表記できるような内容であることの必要性を主張した。これらは今日に至っても解決されていない課題である。そして、養護実践やその実証的な研究成果に基づいて、幼児、児童、生徒の発達段階によって子どもの状態の表出のしかたが異なることを踏まえ、発達段階別の「診断指標」の開発の必要性を論じている。同時に、養護診断の定義についても 2 点の進展がみられた。まず日本養

護診断研究会で岡田らが定義した養護診断名「心理的な要因が存在する可能性のある状態」について、鎌塚らが「心理・発達・精神病理的な要因が存在する可能性のある状態」への改訂の必要性を論じていた。2 点目に、杉浦、遠藤らが養護診断の対象を、子ども個人のみとしているのに対して、岡田らは養護診断の定義を「幼児・児童・生徒とその集団の状態」を養護教諭が判断することとしていた。

一方、森田（2007）は岡田ら（文献番号 14）に対して、「『心因』とはどのようなもので、どれくらいの割合で存在するか、事例のどのような部分から「状態」を抽出したかが明らかではない」と指摘している。この指摘は、心因的な健康問題を持つ児童生徒の養護診断を扱った他の論文にもいえる課題である。この課題については、鎌塚ら（文献番号 11）のように帰納的な研究手法を用いて解決に向かう糸口を探る必要がある。

2 養護診断に関わる研究課題に関して

養護診断に関わる研究課題に関して検討した結果、以下の 3 点の研究動向が導きだされた。第 1 に、心の健康問題を持つ幼児・児童・生徒およびその集団に関する研究課題が多い点である。これは、養護診断と健康相談活動との密接な関係が影響を与えていると考えられる。事実、荒川（文献番号 15）は、養護教諭が健康相談活動を十分に行うために必要な知識を明らかにすることを目的に研究を行った結果、その 1 つに養護診断が抽出されたとしていた。そもそも健康相談活動とは保健体育審議会答申（1997）において「養護教諭の職務の特質や保健室の機能を十分に生かし、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や体の両面への対応を行う」活動であるとされている。遠藤（2019）は、「養護診断は健康相談活動及び養護教諭が行う健康相談に包含される関係にある」とし養護教諭の活動過程（図 2）を示している。健康相談活動及び養護教諭が行う健康相談に養護診断が包含されるとするならば、「常に心的な要因や背景を念頭において」健康相談活動はなされているため、救急処置活動の過程も健康相談活動の過程に包含されていると解釈することは可能である。しかし、「養護診断」という用語は 1976 年に杉浦が用いだして以降、研究者により様々な定義が行われたが、少なくとも「傷病の重症度・緊急度の判断」は養護診断の 1 つとして位置づけられてきた。一方で「健康相談活動」は、1997 年に中央教育審議会でも用語の定義がなされ、2004 年に日本学校健康相談学会、2005 年に日本健康相談活動学会が設立されている。新しい用語である「健康相談活動」に 1976 年から使われてきた「養護診断」が包含されているのか、両者の関係性については今後も議論

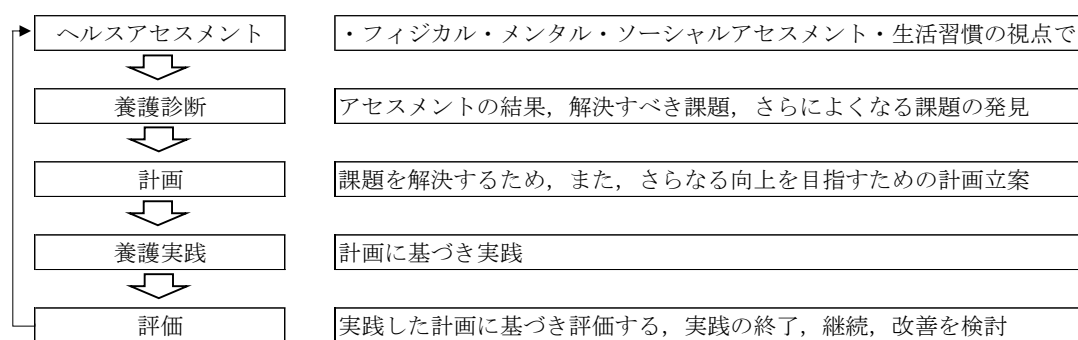


図2 養護教諭の活動過程

(遠藤伸子 (2019) 養護教諭の活動過程, 三木とみ子編『新訂 養護教諭が行う健康相談・健康相談活動の理論と実践』p. 96)

される必要がある。

第2に、養護診断を行う養護教諭の特性に着目した研究が行われていた。その1つが、栗林（文献番号3）の養護教諭の所有免許に着目した研究である。養護教諭の養成は、教育系、看護系、学際系の大学および短期大学など様々な機関で行われている。栗林ら（文献番号3）では、教職年数10年未満の養護教諭では養成段階で受けた教育が教育系か看護系かによって心の健康問題をもつ子どもの養護診断・対応に影響を与える結果となっていた。また西森（2013）は養護教諭養成において、看護系は部位別のアセスメントによる教授が多い一方、非看護系は症状別のアセスメントによる教授が多く行われているという結果を報告しており、看護系、非看護系によって児童生徒等の健康状態を把握するプロセスが異なることが推測される。これは把握方法の違いだけでなく、児童生徒とその集団の状態を判断する養護診断の結果も異なることが推測されると同時に、養護教諭としての実践の根拠が異なっている可能性をも示唆している。以上から、養護診断の研究にあたっては教育系、看護系、学際系といった研究対象者となる養護教諭が基盤としている学問背景を加味した研究が求められる。

第3に、養護教諭の2つ目の特性として、経験年数（荒川 文献番号15）や熟達段階（石崎ら 文献番号5および10、中村ら 文献番号6）を考慮した研究が行われていた。これらの研究課題から、養護診断の内実は経験年数や熟達段階といった養護教諭の熟達化によっても変化する可能性があると考えられることを示している。

それに関連して、養護教諭養成カリキュラムの一部変更が養護診断に与える影響についても検討が必要である。1997年保健体育審議会答申での養護教諭の「新たな役割」を踏まえて、1998年に教育職員免許法施行規則第9条の養護教諭養成カリキュラムに「健康相談活動の理論及び方法」が科目新設された。この科目では、必要とされる資質＜知識・技法など＞として「養護診断の力」が挙げられている。本授業を担当

する授業者や学校および学問背景によって講義内容が異なる可能性に加え、新カリキュラム以前と以後で、養護診断への理解度や知識・技術が異なることは十分に予測される。なお、荒川（文献番号15）は、経験年数5年以内の養護教諭10名による面接調査を通じ、健康相談活動に必要な事柄として＜養護診断＞を挙げていた。分析データは2000年に得られたものであり「健康相談活動の理論及び方法」の科目を受講しているか否か定かではないが、調査対象者の発言からは「子どもの全体的な状態を見極める力」を＜養護診断＞と理解していた。研究者によっても養護診断の定義が異なるように、調査対象者となる小・中・高等学校、特別支援学校に勤務する養護教諭が＜養護診断＞をどう理解しているのかについても検討の必要がある。

第4に、対象者の発達段階を考慮した養護診断研究の必要性である。鎌塚ら（文献番号11）が、学校種によって症状・状態・行動・状況等の着眼点が異なることを示したように、同じ養護診断であっても発達段階によって判断の根拠となる視点や着眼点が変わることが予測される。対象となる子どもの発達段階で起こりやすい言動や症状・状態を踏まえた養護診断を明らかにする必要がある。

V 結論

本研究の目的は、養護診断の先行研究を概観し、研究者が唱える養護診断の定義を整理するとともに、その定義が先行研究の中でどのように論じられているのかを検討する。同時に、先行研究における養護診断に関する研究課題に着目することにより、養護診断に関する研究動向を明らかにして、養護診断に関する実践的かつ根拠に基づいた研究課題を見いだすことを目的とした。その際、「国立情報学研究所の論文情報ナビゲーター（CiNii）」を活用し、「養護診断」に関する22件を対象論文とした。

この結果、養護診断の定義に関する研究動向では以下の3点の特徴が見られた。

① 「傷病の重症度・緊急度の判断」は、全ての研究

者の養護診断の定義に内包されていた。

- ② 岡田ら（2007）による定義以降、養護診断の対象範囲については、児童生徒だけでなく、その集団を含んだ定義がなされている。

- ③ 発達段階別の養護診断研究の必要性が示唆される。また、養護診断に関する研究課題についての研究動向は以下の3点の特徴が見られた。

- ① 2006 年以降、心の健康問題が存在する可能性のある児童生徒等に関する養護診断や健康相談活動と養護診断の密接な関係性に着目した研究が多くなっていた。

- ② 養護診断を行う養護教諭の経験年数や発達段階別、所有免許との関係性といった養護教諭の特性を踏まえた養護診断研究が行われている。

また、研究結果を踏まえ、養護診断に関する実践的かつ根拠に基づいた研究課題について、以下の3点を見出すことができた。

- ① 養護診断を行う養護教諭の特性と養護診断の関係性を検討する。栗林（文献番号 3）での所有免許の種類による比較、1998 年に行われた養護教諭養成カリキュラムの変更に伴い、新設された科目「健康相談活動の理論及び方法」の履修状況、また荒川（文献番号 15）が注目している経験年数および石崎ら（文献番号 5）などの発達段階が、養護診断に与える影響の検討である。

- ② 養護診断の対象となる児童生徒等の発達段階を焦点化する。鎌塚ら（文献番号 11）が学校種によって症状・状態・行動・状況等の着眼点が異なることを示したように、発達段階別に根拠となる視点や着眼点が異なることが予測されるため、それに準じた養護診断や診断指標を検討する。

- ③ 研究で用いる養護診断の定義と研究成果の整合性を検証する。鎌塚ら（文献番号 11）のように、論文内で引用した岡田らの養護診断の定義をもとに、研究結果から得られた新たな養護診断の知見を定義に盛り込んでいく必要がある。また、研究の根拠が論文データ内に明記される必要がある。

以上を踏まえ、今後は本研究で得られた研究課題をもとに、学校現場で働く養護教諭が捉える「養護診断」を出発点に、養護教諭独自のものとして抽象化しながら Assessment ではなく、Diagnosis となるような実践的かつ根拠に基づいた養護診断に関する研究を行っていきたい。

引用文献

最新医学大辞典編集委員会編（2005）最新医学大辞典 第3版，936，医歯薬出版株式会社，東京。

新村出編（2018）広辞苑 第7版，1518，岩波書店，東京。

図解 看護・医学事典編集委員会（2017）図解 看

護・医学事典 第8版，159，医学書院，東京。

杉浦守邦（1989）養護教諭のための診断学（外科編），東山書房，京都。

杉浦守邦（2012）改訂 養護教諭のための診断学（外科編），東山書房，京都。

岡田加奈子・葛西敦子・三村由香里ら（2007）養護診断「心理的な要因が存在する可能性のある状態」の診断名と診断指標の開発，日本養護教諭教育学会誌 10（1），20-37。

遠藤伸子・三木とみ子・大沼久美子ら（2009）養護診断開発の方途と養護診断開発システムに関する研究，日本健康相談活動学会誌 4（1），47-65。

日本養護教諭教育学会（2007）養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第一版〉，7，日本養護教諭教育学会，愛知。

日本養護教諭教育学会（2012）養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第二版〉，12，日本養護教諭教育学会，愛知。

日本養護教諭教育学会（2019）養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第三版〉，10-11，日本養護教諭教育学会，愛知。

判例時報社（1988）判例時報 1293 号，115-124，判例時報社，東京。

森田光子（2007）健康相談活動における「見立て」の視点と課題，学校健康相談研究 4，2-10。

西森菜穂・遠藤伸子（2013）養護教諭養成機関におけるフィジカルアセスメント教育の現状と課題，日本健康相談活動学会誌 8（1），102-116。

遠藤伸子（2019）養護診断の知識を生かす実践，（三木とみ子・徳山美智子編），新訂 養護教諭が行う健康相談・健康相談活動の理論と実践，96，ぎょうせい，東京

参考文献

荒川雅子（2006）養護教諭の行う健康相談活動に必要な知識及び研修方法—経験年数5年以内の養護教諭を対象とした面接調査結果による共通枠組み生成—，日本健康相談活動学会誌 1（1），24-32。

石崎トモイ・中村恵子・伊豆麻子ら（2010）心の健康問題を持つ子どものサインと養護診断及び対応プロセスに関する研究，新潟青陵学会誌 3（1），63-72。

石崎トモイ・中村恵子・伊豆麻子ら（2013）心の健康問題を持つ子どもの養護診断及び対応についての研究：中堅養護教諭の対応の技術，日本養護教諭教育学会誌 17（1），57-66。

遠藤伸子（1998）養護診断開発 その必要性と可能性—養護診断文献からの考察—，保健の科学 40（11），913-920。

遠藤伸子（2011）養護診断開発の必要性と課題（特集 健康相談活動を生かす心得），心とからだの健康

- 15 (11) , 18-26.
- 大沼久美子・遠藤伸子・三村由香里 (2011) 養護診断開発の課題と展望—養護診断を養護教諭の手で「広め」「つくり」「活用」するための方策とあり方—, 学校保健研究 53 (3) , 209-212.
- 大野泰子 (2014) 養護教諭の行う舌診を加えたフィジカルアセスメント, 鈴鹿短期大学紀要 34, 57-68.
- 岡田加奈子・三村由香里・斎藤理砂子 (2017) 保健室模擬事例から考えるフィジカルアセスメント教育: 「小学校2年生女児の腹痛事例」に対する学生の思考プロセスと授業評価, 千葉大学教育学部研究紀要 66 (1) , 141-148.
- 葛西敦子・岡田加奈子・三村由香里ら (2002) 養護診断に関する問題点とその課題, 日本学校保健学会講演集 49, 84-85.
- 葛西敦子・岡田加奈子・三村由香里ら (2004) 養護教諭のための養護診断開発に向けての課題—養護診断からの考察—, 弘前大学教育学部紀要 92, 167-171.
- 鎌塚優子・岡田加奈子 (2010) 子どもの心の問題が存在する可能性があるとき判断するときの養護教諭の視点—フォーカス・グループ・インタビューによる小学校, 中学校, 高等学校の視点の抽出—, 日本健康相談活動学会誌 5 (1) , 40-65.
- 栗林祐子・中村恵子・塚原加寿子ら (2014) 心健康問題をもつ子どもの養護診断・対応における養護教諭の所有免許による相違に関する研究, 新潟青陵学会誌 6 (3) , 13-24.
- 杉浦守邦 (1976) 救急処置における養護教諭の専門性—養護診断と養護指導—, 健康教室 27 (4) , 31-48.
- 杉浦守邦 (1977) 養護教諭の実際活動, 62-68, 東山書房, 京都.
- 杉浦守邦 (1986) 救急養護学序説, 10, 東山書房, 京都.
- 杉浦守邦 (1989) 養護教諭のための診断学 (外科編) , 東山書房, 京都.
- 杉浦守邦 (1990) 養護教諭のための診断学 (内科編) , 東山書房, 京都.
- 杉浦守邦 (2012) 改訂 養護教諭のための診断学 (内科編) , 東山書房, 京都.
- 徳山美智子 (2005) 「養護診断」という用語の判例におけるつかわれ方とその概念化について—養護教諭のかかわった学校事故の事後措置に関する判例をもとに—, 日本養護教諭教育学会誌 8 (1) , 39-46.
- 中丸弘子・赤井俊幸 (2001) 保健室を訪れる児童生徒に対する養護教諭の診断・対応過程に関する研究, 日本地域看護学会誌 3 (1) , 150-155.
- 中丸弘子・海塚敦郎 (2006) 保健室における児童生徒に対する養護教諭の対応過程, 安全教育学研究 6 (1) , 3-13.
- 中村恵子・塚原加寿子・伊豆麻子ら (2013) 心健康問題をもつ子どもの養護診断・対応に関する研究, 新潟青陵学会誌 5 (3) , 1-9.
- 日本養護診断開発研究会 HP
http://www.yogo.pro/?page_id=13 (2022年1月1日にアクセス)
- 三村由香里・松枝睦美・上村弘子ら (2012) 養護実践のための四肢外傷チェックリストの提案: 試用より明らかになった現状と課題, 日本養護教諭教育学会誌 15 (2) , 13-22.
- 三村由香里・松枝睦美・藤尾由美ら (2008) 養護実践のための頭部外傷チェックリストの提案, 日本養護教諭教育学会誌 11 (1) , 16-25.
- 三村由香里・岡田加奈子・葛西敦子ら (2004) 養護教諭の行う養護診断の確立に向けて—医学領域における「診断」から考える—, 日本保健医療行動科学会年報 19, 217-223.
- 渡辺美恵・山田小夜子・田村千恵子ら (2018) 養護教諭が経験した心健康問題のヒヤリハット事例の検討: 養護診断及び対応ポイントに関する一考察, 瀬木学園紀要 12, 39-